

[事案 2024-34] 手術給付金支払請求

・令和6年11月6日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める手術に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年5月に、両目について多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けたため、平成24年5月に契約した医療保険にもとづき、手術給付金を請求したところ、約款に定める手術に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)約款で定める「公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」とは、給付金請求の対象となり得る手術の種類を述べたものであって、当該手術が公的医療保険の適用を受けたものでなければ給付金支払の対象としないことを規定したのではない。
- (2)約款には、公的医療保険診療でなければ給付金支払の対象としない趣旨の規定はない。
- (3)主治医の回答書に記載された手術名は「水晶体再建術 眼内レンズを挿入する場合 その他のもの(多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術)」であり、これは医科診療報酬点数表の「K282 水晶体再建術」に該当し、約款に定める支払対象手術である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の約款は、手術給付金の支払事由として、「医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている」ことを要求している。
- (2)医師の回答書によれば、本手術はいずれも自由診療として行われているところ、自由診療は健康保険法等にもとづかないため「公的医療保険制度における」「医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為」には明らかに該当しない。
- (3)本手術の手技が「K282 水晶体再建術」と同じものであったとしても、本手術は自由診療で行われているため、「公的医療保険制度における」「医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為」には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。